

国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国家戦略特別区域法の一部改正

一 公正性及び透明性の確保

国家戦略特別区域法の運用に当たっては、その公正性及び透明性を確保するものとし、いやしくも特定の者に不当な利益を与え、国民の疑惑や不信を招くこととなってはならないこと。

(国家戦略特別区域法第三条の二関係)

二 国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員の議事参与の制限

国家戦略特別区域諮問会議の有識者議員は、議事に関する事項について特別の利害関係を有する場合は、その議事に参与することによりその公正性が損なわれるおそれがある場合として政令で定める場合には、その議事に参与することができないこと。

(国家戦略特別区域法第三十四条の二関係)

三 学識経験者等の意見を聴く場合における公正性の確保のための体制の整備等

内閣総理大臣及び関係各大臣は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経

済活動の拠点の形成に関する施策の策定及び実施に当たり学識経験者その他の関係者の意見を聴く場合において当該施策の策定及び実施における公正性が損なわれることのないよう、その適正な策定及び実施を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(国家戦略特別区域法第三十七条の八関係)

第二 構造改革特別区域法の一部改正

構造改革特別区域法について、第一の一及び三と同様の規定を整備すること。

(構造改革特別区域法第二条の二及び第四十六条の二関係)

第三 総合特別区域法の一部改正

総合特別区域法について、第一の一及び三と同様の規定を整備すること。

(総合特別区域法第三条の二及び第六十八条の二関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行すること。
(附則関係)
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。